

# 厚生関連資料

今月の資料 (国法律, 閣政省令, 告示, 通知, 事務連絡, その他)

告示	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示 (3/31 告示 159) ……………	p.65
事	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い (その 40, 41, 42) (4/6, 21 保険局医療課事務連絡) ……………	p.66
告通	使用薬剤の薬価 (薬価基準) 及び特掲診療料の施設基準等の一部改正/使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等 (4/20 告示 178, 保医発 0420-3) ……………	p.67
告	療担規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正 (4/20 告示 180) ……………	p.68
通	アキシカブタゲン シロルユーセル製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項 (保医発 0420-4) ……………	p.68
通	抗 CGRP 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項 (保医発 0420-5) ……………	p.69
事	新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱い (再周知) (4/21 保険局医療課事務連絡) ……………	p.69
通	医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等 (保医発 0423-2) ……………	p.70
告通	厚生労働大臣が定める傷病名, 手術, 処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正等 (DPC/PDPS) (4/20 告示 181, 保医発 0420-2) ……………	p.70

\*本欄で示す“p.00/p.00”は, 原則“診療点数早見表 (DPC 点数早見表) 2020 年 4 月版/2021 年 4 月増補版”ページ数です。



## 告

### 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

令和3年3月31日  
告示第159号

【解説】過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い, 関連告示が一部改正されました。  
なお, 「診療点数早見表 2021 年 4 月増補版」では訂正済です。

#### 酸素及び窒素の価格の一部改正 (第 1 条)

(p.691 右段 20 行目, 下線部訂正)

3 酸素の単価は, (中略)

一 (略)

二 離島振興法 (中略), 沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第 3 号に規定する離島, 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第 19 号) (以下略)

#### 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法の一部改正 (第 7 条)

(p.1345 左段 16 行目, 下線部訂正)

##### 別表第 3

1～5 (略)

6 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第 19 号) (以下略)

#### 特掲診療料の施設基準等の一部改正 (第 8 条)

(p.1233 左段下から 15 行目, 下線部訂正)

4 の 3 の 3 在宅患者訪問看護・指導料の注 14 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注 6 の規定により準用する場合を含む) に規定する厚生労働大臣が定める地域

(1)～(4) (略)

(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第 19 号) (以下略)

(p.1278 左段 21 行目, 下線部訂正)

1 の 9 精神科訪問看護・指導料の注 12 に規定する厚生労働大臣が定める地域

(1)～(4) (略)

(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域 (以下略)

(p.1324 左段下から 3 行目の次に挿入)

##### 第 17 経過措置

3 令和 3 年 3 月 31 日において現に過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) 第 2 条第 1 項に規定する過疎地域に該当する地域は, 令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り, 第 4 条第 4 号の 3 の (5) 又は第 10 条第 1 号の 9 (5) に規定す

る過疎地域とみなす。

#### 告示第 159 号 附則

(適用期日)

第 1 条 この告示は, 令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(酸素及び窒素の価格に関する経過措置)

第 2 条 令和 3 年 3 月 31 日において過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) 第 2 条第 1 項に規定する過疎地域に該当した地域 (以下「旧過疎地域」という) は, 令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り, 第 1 条の規定による改正後の酸素及び窒素の価格第 3 条第 2 号に掲げる過疎地域とみなす。

(厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に関する経過措置)

第 5 条 旧過疎地域に所在する保険医療機関 (令和 3 年 3 月 31 日において, 医師又は歯科医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る) は, 第 7 条の規定による改正後の厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法別表第 3 第 6 号に掲げる過疎地域に所在する保険医療機関とみなす。

## 事

## 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その40, 41, 42）

令和3年4月6日、21日  
保険局医療課事務連絡

【解説】新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いが取りまとめられました。

## その40（令和3年4月6日）

問1 A308回復期リハビリテーション病棟入院料注4イの体制強化加算1について、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたこと等により、専従医師に係る要件を満たせなくなった場合、どのように考えれば良いか。

答 令和2年8月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」1の(2)①又は②に該当している期間については、直ちに辞退の届出を行う必要はない。ただし、要件を満たしていない間、体制強化加算1の算定は不可。

問2 B001-3-2ニコチン依存症管理料について、「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会、日本癌学会及び日本呼吸器学会）が改定され、第8版では、「標準的な禁煙治療プログラム」に沿った禁煙治療において、当面の間、初回及び5回目の診察についても、情報通信機器を用いた診療を実施してよいこととされたが、この場合、どの点数により算定すればよいか。

答 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、「禁煙治療のための標準手順書」に沿って情報通信機器を用いた禁煙治療を実施した場合は、初回の診察については、B000特定疾患療養管理料の2に規定する147点を、5回目の診察については、B001-3-2ニコチン依存症管理料の1ロ(2)に規定する155点を、それぞれ算定して差し支えない。また、初回の診察から情報通信機器を用いた禁煙治療を実施した場合は、B001-3-2ニコチン依存症管理料の2に規定する800点を算定して差し支えない。

なお、算定するに当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、情報通信機器を用いた診察であること及び何回目の診察であるかを記載する。

問3 問2について、「初回の診察については、B000特定疾患療養管理料の2に規定する147点を、5回目の診察についてはB001-3-2ニコチン依存症管理料の1

ロ(2)に規定する155点を、それぞれ算定して差し支えない」とあるが、このとき、基本診療料等は別に算定できるか。

答 初回の診察について、B000特定疾患療養管理料の2に規定する147点を算定した場合には、A000初診料の注2に規定する214点（他の疾患について当該保険医療機関において初診があった場合には、A001再診料の注9の規定による73点）を別に算定できる。

また、5回目の診察について、B001-3-2ニコチン依存症管理料の1ロ(2)に規定する155点を算定した場合には、A001再診料、A002外来診療料、C000往診料、C001在宅患者訪問診療料（Ⅰ）又はC001-2在宅患者訪問診療料（Ⅱ）は別に算定できない。

## その41（令和3年4月6日）

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについては、令和2年8月31日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（以下、「8月31日事務連絡」という）の1(2)において示しているところである。

上記取扱いに関して、新型インフルエンザ等対策特措法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下、「重点措置」という）を実施すべき区域として公示された区域において、重点措置を実施すべき期間とされた期間については、当該区域を含む都道府県に所在する全ての保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションについて、8月31日事務連絡の1(2)①の対象医療機関等とみなすこととする。なお、重点措置を実施すべき期間とされた期間については、当該期間を含む月単位で取り扱うこととする。

## その42（令和3年4月21日）

問1 都道府県等が、自宅・宿泊療養を行っている者に対する症状増悪時の健康相談対応を事業者へ委託する場合において、

① 最初に、患者又は家族等患者の看護に当たる者（以下、「患者等」という）

が事業者に対して電話等により、症状増悪に伴う健康相談をし、

② 当該健康相談を受けた事業者が、医師に対して当該患者に関する情報提供を行い、

③ 当該医師が患者等に電話等を行い、患者等から直接往診を求められ、患者への往診の必要性を認め、可及的速やかに患者に赴き診療を行った場合、往診料は算定できるか。

答 算定可。

問2 令和2年4月18日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）」3において、「新型コロナウイルス感染症患者の受入れのために、特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟において、新型コロナウイルス感染症患者又は本来当該入院料を算定する病棟において受け入れるべき患者を受け入れた場合には、それぞれの入院料に係る簡易な報告（※）を行うことにより、該当する入院料を算定することができることとする。※当該運用の開始に当たっては、運用開始の日付及び人員配置等について、各地方厚生（支）局に報告すること」としているところであるが、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ準備等により、当該運用の開始までに報告が間に合わない場合において、事前に各地方厚生（支）局に相談を行い、運用開始日より該当する入院料を算定し、追って簡易な報告を実施することでよいか。

答 差し支えない。

問3 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その31）」（令和2年12月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「12月15日事務連絡」という）及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その35）」（令和3年2月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「2月26日事務連絡」という）において、「小児の外来における対応について」及び「各医療機関等における感染症対策に係る評価」の取扱いが示されているところであるが、書面による請求を行う保険医療機関、保険

薬局及び訪問看護ステーション（以下、「保険医療機関等」という）の診療報酬明細書等の記載等については、どのような取扱いとなるか。

答 書面による請求を行う保険医療機関等において、診療行為名称等を記載する場合においては、次に示す略号を使用して差し支えない。なお、その他の記載方法

については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）による。

診療行為名称等	略号
12月15日事務連絡1.及び2月26日事務連絡1.に示す小児の外來における対応について	小コ
2月26日事務連絡2(1)①に示す「 <u>医科外來等感染症対策実施加算</u> 」	外コ

2月26日事務連絡2(1)②に示す「 <u>歯科外來等感染症対策実施加算</u> 」	外コ
2月26日事務連絡2(1)③に示す「 <u>調剤感染症対策実施加算</u> 」	調コ
2月26日事務連絡2(1)④に示す「 <u>訪問看護感染症対策実施加算</u> 」	訪コ
2月26日事務連絡2(2)に示す「 <u>入院感染症対策実施加算</u> 」	入コ

## 告知

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部改正 ／使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和3年4月20日  
告示第178号、保医発0420第3号

【解説】特掲診療料の施設基準等の一部改正の告示（4月21日から適用）と、それに伴う使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正通知（キムリア点滴静注に係る通知のみ7月1日から適用）が発出されました。

#### 特掲診療料の施設基準等の一部改正（告示第178号第2条）

(p.1327 右段13行目／p.1363 左段下から11行目の次に挿入)

#### 別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

インスリン製剤  
(略)  
プロスマブ製剤  
メボリズマブ製剤

#### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等（保医発0420第3号）

(p.392 右段8行目、(2021年4月号p.57で最終訂正)、／p.420 左段15行目、下線部訂正)

#### →薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

#### 【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤……ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤及びメボリズマブ製剤

(p.542 左段2行目／p.576 左段22行目の次に挿入)

#### →アルンプリグ錠30mg及び同錠90mg

本薬剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、ALK融合遺伝子陽性が確認された患者に

投与すること」とされているので、ALK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記入する。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載する。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載する。  
(令3保医発0420・3)

(p.544 右段最下行／p.578 左段最下行の次に挿入)

#### →イグザレトドライシロップ小児用51.7mg及び同ドライシロップ小児用103.4mg

ドライシロップ製剤は、既に薬価収載後1年以上を経過している「イグザレト錠15mg他」（以下「既収載品」という）と有効成分が同一であり、既収載品において小児における用法・用量が追加されるとともに、小児等が服用しやすいドライシロップ剤として剤形追加が承認された医薬品であることから、揭示事項等告示第10第2号（一）に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする）は適用されないものである。  
(令3保医発0420・3)

#### →エドルミズ錠50mg

- ① 本薬剤の効能又は効果に関連する使用上の注意において、「切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌、胃癌、膵癌、大腸癌のがん悪液質患者に使用すること」、「栄養療法等で効果不十分ながん悪液質の患者に使用すること」及び「食事の経口摂取が困難又は食事の消化吸収不良の患者には使用しないこと」とされているので、使用に当たっては十分留意する。
- ② 本薬剤の効能又は効果に関連する使用上の注意において、以下のアに該当し、

イ～エのうち2つ以上を認める患者に使用することとされているため、投与開始に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に以下のア～エのうち該当するものをすべて記載する。

ア 6ヵ月以内での5%以上の体重減少及び食欲不振

イ 疲労又は倦怠感

ウ 全身の筋力低下

エ CRP値0.5mg/dL超、ヘモグロビン値12g/dL未満又はアルブミン値3.2g/dL未満のいずれか1つ以上

なお、「イ 疲労又は倦怠感」及び「ウ 全身の筋力低下」については、NCI Common Terminology Criteria for Adverse Events (CTCAE) 日本語版 JCOG 訳を参考に評価を行い、Grade1以上を症状の目安とすること。また、筋力低下については、握力や歩行速度、椅子立ち上がりなどの指標も参考に評価を行う。

- ③ 本薬剤の用法・用量に関連する使用上の注意において、「本剤投与により体重増加又は食欲改善が認められない場合、投与開始3週後を目途に原則中止すること」及び「12週間を超える本剤の投与経験はなく、体重、問診により食欲を確認する等、定期的に投与継続の必要性を検討すること」とされているので、投与継続の検討を行った直近の年月日を記載する。  
(令3保医発0420・3)

#### →オラデオカプセル150mg

本薬剤の効能又は効果が「遺伝性血管性浮腫の急性発作の発症抑制」であることを踏まえ、関連する学会のガイドライン等を参考に、遺伝性血管性浮腫の確定診断がさ

れ、急性発作のおそれがある患者に対して使用する。(令3保医発0420・3)

(p.575 右段 11 行目/p.607 右段下から 33 行目、下線部訂正)

→キムリア点滴静注

① 再発又は難治性の CD19 陽性の B 細胞性急性リンパ芽球性白血病

本製品の(中略)実施年月日について記載する。

②, ③ (略)

(令1保医発0521・4, 令2保医発0305・6, 令3保医発0420・3)

(p.576 左段下から 21 行目/p.607 右段下から 8 行目の次に挿入)

→イエスカルタ点滴静注

① 本製品の原料採取に伴い、患者から末梢血単核球を採取した場合は K921-3 末梢血単核球採取(一連につき)を算定できるものである。

なお、本算定は原則として1回までとする。

② 本製品を患者に投与した場合は、

K922-2 CAR 発現生 T 細胞投与(一連につき)を算定できるものである。

なお、本算定は原則として1回までとする。(令3保医発0420・3)

(p.578 右段下から 2 行目/p.610 右段下から 31 行目の次に挿入)

→ヒュンターゼ脳室内注射液 15mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「中枢神経系症状の改善が必要とされるムコ多糖症Ⅱ型患者に対して投与を検討すること」とされ、用法及び用量に関連する注意において、「イデュルスルファーゼ(遺伝子組換え)が静脈内投与され、忍容性が確認されている患者に投与すること」とされているので、使用に当たっては十分留意する。(令3保医発0420・3)

→リンスパッド点滴静注用 1000mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「本剤は、慢性閉塞性肺疾患(COPD)や、気流閉塞を伴う肺気腫等の肺疾患を呈し、かつ、重症 $\alpha_1$ -アンチトリプシン欠乏症と診断された患者に用いる

こと」とされているので、使用に当たっては十分留意する。(令3保医発0420・3)

→ジムソ膀胱内注入液 50%

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤を投与する際、十分な問診により臨床症状を確認するとともに、類似の症状を呈する疾患(尿路器感染症、尿路結石、膀胱癌や前立腺癌などの下部尿路における新生物、過活動膀胱や前立腺肥大症等)があることに留意し、膀胱内視鏡、尿検査等により除外診断を実施する。その上で、膀胱内視鏡検査によりハンナ病変が認められ、間質性膀胱炎(ハンナ型)の確定診断を受けた患者にのみ投与すること」とされているので、使用に当たっては十分留意する。

② 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤による再治療は、本剤の治療により症状が改善した後、一定期間経過して治療を要する程度にまで症状が悪化した場合にのみ行うこと」とされているので、使用に当たっては十分留意する。(令3保医発0420・3)

告

療担規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正

令和3年4月20日  
告示第180号

【解説】療担規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正に関する告示が発出されました。4月21日から適用です。

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正(告示第180号)

(p.1427 左段 4 行目, (2021 年 4 月号 p.57 で最終訂正), /p.1462 左段下から 20 行目, 下線部訂正)

第 10 厚生労働大臣が定める注射薬等

1 療担規則第 20 条第 2 号ト及び療担基

準第 20 条第 3 号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤……ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤及びメボリズム製剤

通

アキシカブタゲン シロルユーセル製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について

令和3年4月20日  
保医発0420第4号

【解説】「アキシカブタゲン シロルユーセル製剤の最適使用推進ガイドライン」の策定に伴い、当該薬剤「イエスカルタ点滴静注」の保険適用上の留意事項が発出されました。

(p.576 左段下から 21 行目/p.607 右段下から 7 行目の次に挿入)

→イエスカルタ点滴静注

(1) イエスカルタ点滴静注については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性

及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製品の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意する。

(2) 本製品の投与開始に当たっては、次に掲げる施設のうち、該当するものを診療報酬明細書の摘要欄に記載する(「施設

要件ア」又は「施設要件イ」と記載)。

ア 日本造血・免疫細胞療法学会が定める移植施設認定基準の全ての項目を満たす診療科(認定カテゴリー1)を有する施設

イ 認定カテゴリー1に準ずる診療科(認定基準のうち、移植コーディネーターの配置に係る基準以外を満たす診療科)を有する施設(令3保医発0420・4)

## 通

## 抗 CGRP 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について

令和3年4月20日  
保医発0420第5号

【解説】「ガルカネズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン」の策定に伴い、当該薬剤「エムガルティ皮下注」の保険適用上の留意事項が発出されました。

(p.576 左段下から 21 行目 / p.607 右段下から 7 行目の次に挿入)

→エムガルティ皮下注 120mg オートインジェクター及び同 120mg シリンジ

- (1) エムガルティ皮下注 120mg オートインジェクター及び同 120mg シリンジについては、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製品の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意する。
- (2) 本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- ① 本製剤に関する治療の責任者として配置されている医師について、以下のアに該当し、イ～オのいずれかの学会の専門医の認定を有していることとされているため、投与開始に当たっては、

診療報酬明細書の摘要欄に以下のア～オのうち該当するもの（「医師要件ア」から「医師要件オ」までのうち該当するものを全て記載）。

ア 医師免許取得後 2 年の初期研修を修了した後に、頭痛を呈する疾患の治療に 5 年以上の臨床経験を有している。

イ 日本神経学会

ウ 日本頭痛学会

エ 日本内科学会（総合内科専門医）

オ 日本脳神経外科学会

② 本剤の投与開始前 3 ヶ月以上における 1 ヶ月あたりの Migraine Headache Days (MHD、片頭痛又は片頭痛の疑いが起こった日数) の平均。

③ 本剤の投与の要否の判断にあたっては、以下のアに該当し、イ～エのいずれかを満たす患者であることを確認することとされているため、本剤投与前の片頭痛発作の発症抑制薬による治療の状況（「前治療要件ア」から「前治療要件エ」のうち該当するものを全て記載）。

ア 非薬物療法及び片頭痛発作の急性期治療等を既に実施している患者で

あり、それらの治療を適切に行っても日常生活に支障をきたしている。

イ 本邦で既承認の片頭痛発作の発症抑制薬のいずれかが、効果が十分に得られず使用又は継続ができない。

ウ 本邦で既承認の片頭痛発作の発症抑制薬のいずれかが、忍容性が低く使用又は継続ができない。

エ 本邦で既承認の片頭痛発作の発症抑制薬のいずれかが、禁忌、又は副作用等の観点から安全性への強い懸念があり使用又は継続ができない。

(3) 本剤投与中は症状の経過を十分に観察し、本剤投与開始後 3 カ月（3 回投与後）を目安に治療上の有益性を評価して症状の改善が認められない場合には、本剤の投与中止を考慮することとされているため、当該評価を実施した際の診療報酬明細書の摘要欄に、症状の改善が認められた旨を記載する。

(4) 本製剤の投与開始後も、定期的に投与継続の要否について検討し、頭痛発作発現の消失・軽減等により日常生活に支障をきたさなくなった場合には、本剤の投与中止を考慮する。（令 3 保医発 0420・5）

## 事

## 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて（再周知）

令和3年4月21日  
保険局医療課事務連絡

【解説】各種事務連絡にて示された、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いの概要が示されました。

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて

- (1) 臨時的な取扱いの内容について
- ① 定数超過入院について、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」（平成 18 年 3 月 23 日保医発第 0323003 号）の第 1 の 2 の減額措置は適用しない。〔2 月 14 日事務連絡 1(1)〕
- ② 月平均夜勤時間数について、1 割以上の一時的な変動があった場合においても、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令

和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号。以下「基本診療料の施設基準等通知」という）の第 3 の 1 (1) の規定にかかわらず、変更の届出を行わなくてもよいものとする。〔2 月 14 日事務連絡 2(1)〕

③ 1 日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1 割以上の一時的な変動があった場合においても、基本診療料の施設基準等通知の第 3 の 1 (3) 及び(4)の規定にかかわらず、変更の届出を行わなくてもよいものとする。〔2 月 14 日事務連絡 2(2)〕

④ DPC 対象病院について、「DPC 制度への参加等の手続きについて」（令和 2 年 3 月 27 日保医発 0327 第 6 号）の第 1 の

4(2)②に規定する「DPC 対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」としての届出を行わなくてもよいものとする。〔2 月 14 日事務連絡 2(3)〕

⑤ 平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率及び医療区分 2 又は 3 の患者割合等の要件について、基本診療料の施設基準等通知における当該要件を満たさなくなった場合においても、直ちに施設基準の変更の届出を行わなくてもよいものとする。（4 月 14 日事務連絡別添付 7）

(2) 臨時的な取扱いの対象となる保険医療機関等について

① (1)で示した臨時的な取扱いの対象とする（保険医療機関等については、（以下「対象医療機関等」という）以下ア～エのとおりとする。〔8 月 31 日事務連絡 1

(2)①]

ア 新型コロナウイルス感染症患者等を  
受け入れた保険医療機関等

イ アに該当する医療機関等に職員を派  
遣した保険医療機関等

ウ 学校等の臨時休業に伴い、職員の勤  
務が困難となった保険医療機関等

エ 新型コロナウイルス感染症に感染し  
又は濃厚接触者となり出勤ができない  
職員が在籍する保険医療機関等

※ ア～エに該当する保険医療機関等については、それぞれ、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた病棟、他の保険医療機関等に職員を派遣した病棟、学校等の臨時休業に伴い職員の勤務が困難となった病棟、感染し又は濃厚接触者となり出勤できない職員が在籍する病棟以外の病棟においても、同様の取扱いとする。なお、ア～エに

該当する期間については、当該期間を含む月単位で取り扱う。

② ただし、緊急事態宣言（新型インフル  
エンザ等対策特措法（平成24年法律第  
31号）第32条第1項の規定に基づき行  
われる、新型コロナウイルス感染症に関  
する緊急事態が発生した旨の宣言をいう。  
以下同じ）において緊急事態措置を実施  
すべき期間とされた期間については、緊  
急事態宣言において緊急事態措置を実施  
すべき区域とされた区域にかかわらず、  
全ての保険医療機関等について、当該臨  
時的な取扱いの対象とする。なお、緊急  
事態措置を実施すべき期間とされた期間  
については、当該期間を含む月単位で取  
り扱う。〔8月31日事務連絡1(2)②〕

③ 訪問看護ステーションについても、前  
記①及び②と同様の取扱いとする。〔8  
月31日事務連絡1(2)③〕

④ 新型コロナウイルス感染症から回復し  
た後、引き続き入院が必要な患者を受け  
入れた保険医療機関については、対象医  
療機関等とみなす。〔3月26日事務連絡  
別添問1〕

⑤ 新型インフルエンザ等対策特措法（平  
成24年法律第31号）第31条の4第1  
項の規定に基づき、新型インフルエンザ  
等まん延防止等重点措置（以下、「重点  
措置」という）を実施すべき区域として  
公示された区域において、重点措置を実  
施すべき期間とされた期間については、  
当該区域を含む都道府県に所在する全て  
の保険医療機関、保険薬局及び訪問看護  
ステーションについて、対象医療機関等  
とみなすこととする。なお、重点措置を  
実施すべき期間とされた期間については、  
当該期間を含む月単位で取り扱う。〔4  
月6日事務連絡〕

通

## 医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について

令和3年4月23日  
保医発 0423 第2号

【解説】4月23日付で効能・効果等の変更承認がなされたことに伴い、当該医薬品の留意事項が一部改正されました。

(p.544 右段最下部／p.578 左段最下部の次に、下線部訂正して挿入)

→オルミント錠 2 mg 及び同 4 mg

### ① 関節リウマチ

本製剤の効能・効果に関連する使用上の

注意において「過去の治療において、メトトレキサートをはじめとする少なくとも1剤の抗リウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること」とされているので、使用に当たっては十分留意する。

② SARS-CoV-2による肺炎（ただし、酸素吸入を要する患者に限る）

本製剤の用法・用量においてレムデシビルとの併用により投与することとされているので、使用に当たっては十分留意する。レムデシビルの保険診療上の取扱いについては、「疑義解釈資料の送付について（その10）」（令和2年5月8日付け厚生労働省保険局保健局医療課事務連絡）を参照する。（平29保医発0829・8、令3保医発0423・2）